平成２６年（フ）第４３号
山口市後河原162番地２
債務者　篠川　桂一
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
山口市徳地堀1845番地５
債務者　矢原　範夫
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１００号
群馬県安中市磯部１丁目10番25号
破産者　有限会社黛電化工業所
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２０号
千葉県香取郡東庄町石出1595番地の１
破産者　タチバナリネン有限会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第３５号
川崎市麻生区金程４丁目24番21号
破産者　有限会社シーンズ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０７６号
名古屋市守山区川宮町357番地２
破産者　ＷＯＯＤ　ＷＯＲＫＳ　ＫＹＯＥＩ株式会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０号
三重県四日市市芝田１丁目２番13号
破産者　株式会社山高呉服店
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
三重県四日市市小古曽３丁目１番40号　ルミエールＳ103、前住所三重県四日市市小杉町963番地１　ロジュマンＹＵＲＩ・Ｂ―201
破産者　宮川　伸幸
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
三重県四日市市市場町９番地19　高見ヒルズＲ１―301
破産者　石川　達也
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
三重県鈴鹿市長太新町３丁目17番27号
破産者　田中　　巧
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６号
三重県四日市市赤堀２丁目２番８号　ヴィラ・ウイスタリア206
破産者　ヨコミゾ・マルコス・アンセイ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
大阪市東住吉区中野４丁目15番17号
破産者　大安金属株式会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６５号
大阪府門真市大橋町26番23号
破産者　株式会社光久食品
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５２号
大阪市西区阿波座１丁目３番18号
破産者　株式会社造士館
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７７号
大阪府東大阪市中野１丁目13番15号
破産者　株式会社ビギン
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８６号
大阪府東大阪市南荘町12番31―203号
破産者　有限会社建築屋
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２４号
大阪府守口市梶町１丁目37番５号
破産者　有限会社水野電気
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１号
堺市西区家原寺町１丁14番４号
破産者　有限会社弘洋
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
神戸市中央区相生町５丁目17番６号　カサベラ神戸1002号
破産者　有限会社アイ・ピー・ティ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４５号
神戸市長田区東尻池町６丁目３番16―６号
破産者　株式会社シューズプレゴ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部